

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（137）」

2. 日時：令和5年8月3日（木） 13時30分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、佐藤主任

安全審査官、藤川安全審査官、松末技術参与

電源開発株式会社 首藤 敦 執行役員 原子力事業本部長代理 他8名

5. 要旨

(1) 電源開発（株）から、第1073回審査会合（令和4年9月16日開催、以下「前回会合」という。）での指摘に対するコメント回答について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、以下について事実確認を行い、資料を適正化したうえで、再度ヒアリングで説明することを求めた。

【F-14 断層による地震】

- ・ 基本ケースの設定に先立ち、事前検討モデルを設定する理由を説明し、どのような考え方で評価するのかわかるように記載すること。
- ・ 資料11ページの「あらかじめ考慮する不確かさ」についてあらかじめ考慮することの理由等を説明するとともに、例えば、資料28ページの「基本ケースの震源モデルの段階で既に、敷地に及ぼす影響が大きくなるようにアスペリティを配置している。」における「既に」と記述するのではなく、どの段階で不確かさを考慮しているのかわかるようにすること。
- ・ 資料41ページの①と②が同じスペクトルになる理由を説明すること。

【奥尻3連動による地震】

- ・ アスペリティの位置に係る設定の考え方について、「基本ケースの震源モデルの微視的パラメータ等の考え方」の表中で根拠も含め分かりやすく説明すること。
- ・ 破壊開始点の設定の考え方について、既往知見の引用のみではなく、大間サイトにおける敷地と断層の特性も踏まえた上で、事業者の考え方を説明すること。
- ・ 東北地方及びその周辺で発生した横ずれ断層による地震の断層傾斜

角の検討について、何故この地震のみで検討しているのかがわかるように大間サイト以北では横ずれ断層による地震が、過去に発生した記録が存在していないことを補足すること。

(3) 電源開発(株)から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について（地震・津波関係）
- ・ 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動のうち内陸地殻内地震について（コメント回答 その3）（F-14断層、及び奥尻3連動による地震の地震動評価）
- ・ （2022.12.08ヒアリング資料）からの変更箇所について